

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十一年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年十月十八日奈良県指令建第一〇二―九三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月二十五日建第九三三〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年十二月二十五日建第五五一八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺一丁目一〇五六番一、一〇五六番五及び一〇八一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市港区弁天五丁目一七番一―号

株式会社福原工業 代表取締役 福本明達

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺一丁目一〇五六番五及び一〇八一番の各一部

一 許可番号

平成三十年十月三十日奈良県指令建第一〇二―九四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月二十五日建第九三三一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺一丁目一〇一二番一、一〇一五番八、一〇一五番一一、一〇一五番一五、一〇二三番、一〇二四番一及び一三三三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市港区弁天五丁目一七番一―号

株式会社福原工業 代表取締役 福本明達

一 許可番号

平成三十年十二月六日奈良県指令建第一〇二―一五七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月二十六日建第九三三二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市庵治町四三一番八の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市東灘区住吉宮町三丁目八番一九―二〇三号

小島章利

一 許可番号

平成三十年七月六日奈良県指令建第一〇〇―二三二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月二十六日建第九三三三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年十二月二十六日建第五五一九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字外山一九番四並びに大字金屋三六番一、三六番二、三六番三、三六番四、
三六番五、三六番六、三七番一、三七番二、三七番三、三七番四、三七番五及び三八

番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字金屋四二四番地

山本鋼喜

桜井市大字金屋四二四番地

山本博美

桜井市大字金屋五五四番地

田端善逸

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字外山一九番四並びに大字金屋三六番六、三七番五及び三八番三

下水道 桜井市大字外山一九番四及び大字金屋三七番五の各一部

水路 桜井市大字金屋三六番四及び三七番四

一 許可番号

平成三十年八月二日奈良県指令建第一〇二―三〇号

平成三十年十一月五日奈良県指令建第一〇二―三〇―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十二月二十六日建第九三三四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年十二月二十六日建第五五二〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市上中一六三番一、一六三番六、一六三番七、一六三番八、一六三番九、一六

三番一〇、一六三番一一、一六三番一二及び一六三番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区喜連西四丁目七番二八号

株式会社ビーバーハウス 代表取締役 川野秀樹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市上中一六三番一

水路 香芝市上中一六三番一の一部